

大分県報

平成二十九年
第二九四三号
十二月十九日

（火曜日）

目次

告示

道路区域の変更（二件）……………一
道路の供用開始（二件）……………二

警察本部訓令

大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部改正……………二

公告

土地改良区の役員の就退任……………三
公共測量の実施……………四

○告示

示

大分県告示第六百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十九日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更	敷地の幅員	延長
		前後別		
県道三重野	豊後大野市大野町中原字鼓田九〇 六番三地从先から 豊後大野市大野町田代字小柳一九 七六番一地从先まで	前	メートル 一四・〇 〽九・〇	メートル 一六二・〇

平成二十九年十二月十九日

大分県報（告示）

一

津原線

豊後大野市大野町中原字鼓田九〇
六番三から
豊後大野市大野町田代字小柳一九
七六番一地从先まで

後

二四・〇
〽二二・〇

一六二・〇

県道牧口徳田竹田線

豊後大野市清川町砂田字原三五番
四地从先から
豊後大野市清川町三玉字中島七〇
六番三三地从先まで
豊後大野市清川町砂田字原三五番
四から
豊後大野市清川町三玉字中島七〇
六番三三三まで

前

一三・〇
〽四・四

二七七・〇

後

三七・九
〽一〇・六

二七七・〇

大分県告示第六百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十九日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更	敷地の幅員	延長
		前後別		
県道菅原戸	玖珠郡玖珠町大字山浦字田代一〇 一一番三から	前	メートル 一三・一 〽四・一	メートル 一七九・二
		後	五五・五 〽一八・六	一五〇・四
県道下恵良九重線	玖珠郡玖珠町大字岩室字浦山一九 〇一番五地从先から 玖珠郡玖珠町大字岩室字浦山一八 九二番八まで	前	メートル 三〇・五 〽一〇・六	メートル 一五〇・四
		後	五五・五 〽一八・六	一五〇・四

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第22号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令 (平成19年大分県警察本部訓令第34号)の一部を次のように改正する。

平成29年12月19日

大分県警察本部長 大 刀 川 浩 一

第20条第1項中「規則別記様式第10号」の次に「又は拾得物件預り書」を加える。
第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式 (第19条関係)

遺失物確認通知書

年 月 日

様

警察署長

あなたの物と思われる下記の物件が拾得され、当警察署において保管していますので、確認に来てください。

年 月 日までに遺失者が判明しない場合は、遺失者はこの物件の所有権を失うこととなります。また、処分を希望される場合は、当警察署会計係まで連絡してください。

この物件があなたの物であると確認ができ、あなたがその返還を受ける場合は、遺失物の規定により、あなたには、

・ この物件の交付、提出又は保管に費用を要した者があるときは、当該費用を償還する義務

畑線 ○五番二まで	後	四七・七 八・四	一七九・二
大分県告示第六百七十九号			
道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十九年十二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年十二月十九日			
大分県知事 広 瀬 貞			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
県道三重野津原線	豊後大野市大野町中原字鼓田九〇六番三から豊後大野市大野町田代字小柳一九七六番一地先まで	平二九・一二・一九	
大分県告示第六百八十号			
道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十九年十二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年十二月十九日			
大分県知事 広 瀬 貞			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
県道下恵良九重線	玖珠郡玖珠町大字岩室字浦山一九〇一番五から玖珠郡玖珠町大字岩室字浦山一八九九番三まで	平二九・一二・一九	
県道菅原戸畑線	玖珠郡玖珠町大字山浦字田代一〇〇六番二から玖珠郡玖珠町大字山浦字田代一〇〇五番二まで	平二九・一二・一九	

・拾得者に物件の価格の5%から20%まで（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設の占有者にそれぞれこの2分の1）に相当する額の報労金を支払う義務がありますので、これらを履行してください。

警察署長

記

1 受理番号

2 保管物件

3 返還の必要なもの

(1) 本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）

(2) 印鑑

(3) この遺失物確認通知書

4 返還の取扱時間

平日 午前 時から午後 時 分まで

※土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは、取扱いしていません。

5 返還手続を行う場所（問合せ先）

所在地

警察署会計係

電話番号

御不明な点はお問い合わせください。

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

の遺失者が判明しましたので、年 月 日にこれを遺失者に返還しました。

拾得物件の提出・交付をしていただき、ありがとうございました。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%まで（施設内で拾得をした物件については、その2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することできませんので御注意ください。

（問合せ先）

所在地

警察署会計係

電話番号

御不明な点はお問い合わせください。

（取扱時間）

平日 午前 時から午後 時 分まで

※土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは、取扱いしていません。

附 則

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

○ 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、出口土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十九年十二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

拾 得 物 件 返 還 通 知 書

年 月 日

様

平成二十九年十二月十九日

大分県報（警察本部訓令・公告）

三

平成二十九年十二月十九日

大分県報（公告）

四

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	高瀬朝好	日田市天瀬町出口一六三八番地
"	高村晃司	" 天瀬町出口二四三五番地
"	日隈次男	" 天瀬町出口三二二八番地
"	江田光雄	" 天瀬町出口三四九二番地
"	小野好夫	" 天瀬町出口二六七一番地
監事	河津隆明	" 天瀬町出口一七五六番地
"	増井秀信	" 天瀬町出口二四三九番地

（就任役員）

役名	氏名	住 所
理事	高瀬朝好	日田市天瀬町出口一六三八番地
"	高村晃司	" 天瀬町出口二四三五番地
"	日隈次男	" 天瀬町出口三二二八番地
"	江田光雄	" 天瀬町出口三四九二番地
"	小野好夫	" 天瀬町出口二六七一番地
監事	河津隆明	" 天瀬町出口一七五六番地
"	増井秀信	" 天瀬町出口二四三九番地

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州地方整備局大分河川国道事務所長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十九年十二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類
公共測量（基準点測量）

二 作業の地域
大分市横瀬地区

三 作業の期間

平成二十九年十二月四日から平成三十年三月十五日まで